

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和3年3月

福祉基盤課
福祉人材確保対策室

目 次

重点事項	頁
1 福祉・介護人材の確保対策等について	1
2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	1
3 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について	2
4 外国人介護人材の受入環境整備の推進について	2

連絡事項	頁
第1 福祉・介護人材確保対策等について	
1 福祉・介護人材確保対策の推進	4
2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	12
3 被災地における福祉・介護人材の確保	13
4 社会福祉士・介護福祉士資格について	14
5 その他の福祉・介護人材確保の推進	16
第2 外国人介護人材の受入れについて	
1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	18
2 在留資格「介護」による受入れについて	19
3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて	20
4 特定技能による受入れについて	22
5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について	24
6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	26

参考資料	頁
1 福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	28
2 介護福祉士修学資金等貸付制度に係る関係資料	30
3 地域医療介護総合確保基金に係る関係資料	34
4 「介護のしごと魅力発信等事業」について	35
5 被災地における福祉・介護人材確保事業	35
6 被災地の介護人材確保について(チラシ)	36
7 都道府県福祉人材センター事業実施状況等	42
8 福利厚生センター関係資料	59
9 日本社会事業大学専門職大学院について	63
10 中央福祉学院において実施する研修(令和3年度)	65
11 国立保健医療科学院において実施する研修(令和3年度)	67

12 外国人介護人材受入れの仕組み	68
13 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者関係資料	68
14 在留資格「介護」関係資料	70
15 技能実習制度(介護職種)関係資料	70
16 特定技能(介護分野)関係資料	72
17 他の在留資格から「特定技能1号」への移行について	73
18 介護人材受入促進事業	73
19 介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究	76
20 外国人介護人材の関連予算	76
21 令和3年度外国人介護人材受入環境整備事業	77
22 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について	80
23 地域医療介護総合確保基金(特定技能関連)実施状況	81
24 地域医療介護総合確保基金の活用事例	82

重点事項

1. 福祉・介護人材の確保対策等について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。平成30年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。※今後、各都道府県において、第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしているため、数字は変わりうる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和3年度の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和3年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
 - ・ 新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するための「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」の実施
 - ・ 上記パッケージの一部を構成する、他業種からの介護分野への参入促進のための新たな返済免除付き貸付事業の創設
 - ・ 福祉系高等学校に通う学生に対する新たな返済免除付きの貸付事業の創設
 - ・ 「多様な年齢層」をターゲットとした「多様な働き方(時短勤務、兼業・副業等)」の導入のモデル実施に対する支援
 - ・ 在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

(3) 依頼事項

- 今般のコロナ禍において介護人材不足が深刻化している中で、前述の通り、**令和3年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業について、必要な国庫補助額を計上していることから、各都道府県におかれても、必要な金額について予算措置等を行っていただくとともに、都道府県社会福祉協議会等関係団体や労働関係部局と連携していただき、新たな事業が適切かつ着実に実施されるようお願いする。**

2. 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- 2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和3年度予算(案)においても、137億円(国費)を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

(2) 令和3年度の取組

- 令和3年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
 - ・ **福祉系高校修学資金貸付事業**
福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援。
 - ・ **介護分野就職支援金貸付事業**
新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援。
 - ・ **介護現場における多様な働き方導入モデル事業(仮称)**
令和2年度に実施している「介護職チームケア実践力向上推進事業」を発展させるとともに、地域医療介護総合確保基金のメニューとし、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行う。成果については国において全国展開を図る。

(3) 依頼事項

- 令和3年度予算(案)に掲げる**新規メニューの積極的な活用をお願いしたい。**
- **福祉系高校修学資金貸付事業は、生活困窮者就労準備支援費等補助金における「福祉系高校返還充当資金貸付事業」と一体的に実施することを予定しているため、貸付事務が円滑且つ適切に行われるよう準備願いたい。**

3. 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について

(1) 現状・課題

- 介護人材の推計については、国の介護保険事業(支援)基本指針(※)において、都道府県が作成する介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項に位置付けられており、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、各都道府県にご協力いただき、2018(平成30)年5月に公表したところである。

※ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成30年告示第57号)(抄)

第三・一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

(略)二千二十五年度(平成三十七年度)に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、(中略)中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

- 今後、市区町村が作成することとしている第8期介護保険事業計画に基づくサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において介護人材の推計を改めて行う必要があることから、現在、推計作業を行っていただいております。3月末に最終値を提出いただく予定としています。引き続き、ご協力をお願いいたします。

(2) 依頼事項

- 各都道府県におかれては、介護保険事業(支援)計画の担当者と十分連携しつつ、推計方法等について確認するとともに、推計結果が妥当かどうかの確認・分析を行った上で、最終値を3月末までに、提出いただくようお願いする。
- 各都道府県におかれては、当該推計結果とともに、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保策について、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を介護保険事業支援計画に記載した上で、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

4. 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入については、①EPA(経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入を進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、引き続き、受入環境の整備を推進する必要がある。

(2) 令和3年度の取組

- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまでも様々な支援を実施しており、2020(令和2)年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、外国人介護人材の受入施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業(外国人介護人材受入施設等環境整備事業)等を実施している。
- 2021年度(令和3)年度においても引き続き、さらなる外国人人材の受入環境整備に向けて、在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施に取り組むとともに、
 - ①外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインでの実施を可能とするほか、
 - ②海外における日本の介護のPRにかかる情報発信を行う対象国をさらに拡充すること等を予定している。

(3) 依頼事項

- 引き続き、特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、外国人介護人材の受入に当たってのコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等を行う外国人介護人材受入施設等環境整備事業などの地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修(外国人介護人材受入支援事業)の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。参考資料25は、地域医療介護総合確保基金を活用した取組を紹介しており、マッチング支援の取組として、山形県、岐阜県、長崎県、横浜市の取組を掲載しているため、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキストなど各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

連 絡 事 項

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2025 年（平成 37 年）には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

2018（平成 30）年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」において、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数を推計しているが、これによると、2020（令和 2）年度末には約 216 万人、2025（令和 7）年度末には約 245 万人の介護人材が必要と見込んでいる。すなわち、2016（平成 28）年度の介護人材数 190 万人に加えて、2020（令和 2）年度末までに約 26 万人、2025（令和 7）年度末までに約 55 万人の介護人材を確保する必要がある。

この推計結果によれば、毎年約 6 万人の介護人材の確保が必要となる。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職種の求人数が減少している一方、介護関係職種の有効求人倍率は 4.00 倍（2020（令和 2）年 12 月）と依然として高い水準となっている。また、中長期的には今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、2015（平成 27）年 2 月の福祉人材確保専門委

員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和2年度第3次補正予算や令和3年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金など、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

（2）都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視 - 高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として - 結果に基づく勧告」（2018（平成30）年6月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示され

ており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

また、来年度から始まる第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の需給推計については、現在、各市町村で策定を進めている第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において、第8期介護保険事業支援計画の策定に当たり、介護人材の需要と供給について、推計し直す必要が出てくることから、厚生労働省から配布したワークシートを活用し、適切に推計を行われたい。

推計に当たっては、介護人材の需給量は介護サービスの利用者数の影響を受けることから、介護保険事業（支援）計画の担当者と連携するとともに、前回同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていることを踏まえ、推計方法の適切性推計結果の妥当性等の確認・分析をお願いしたい。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した介護人材確保策を記載されたい。

（3）介護福祉士修学資金等貸付制度について（参考資料2参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、こうした状況下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和2年度第3次補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（68.9億円）を図る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

また、令和3年度予算(案)に新たな返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」「障害福祉分野就職支援金貸付事業」(介護分野については後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「介護分野就職支援金貸付事業」として実施)の創設に係る内容を制度要求として盛り込み、更なる人材確保対策を図ったところである。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めるとともに、特に前述の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」は、後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することとしているため、都道府県社会福祉協議会等の関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、新たな事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

(4) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援について

令和3年1月29日付事務連絡「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援に係る関係機関の連携強化について」において、都道府県福祉人材センターと都道府県(人材開発主管部局)、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の連携強化による就職支援への協力をお願いしている。具体的には、福祉人材センター主管部局や福祉人材センターにおいて、介護分野等の公的職業訓練についての周知や職業訓練における職場見学等の受入先確保のための調整を行っていただくようお願いしているところである。これらの連携強化の取組に加え、令和3年度予算(案)では、地域医療介護総合確保基金のメニューとして後述の「介護分野就職支援金貸付事業」と、前述の介護福祉士修学資金等貸付事業における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」をそれぞれ創設し、介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を行うこととしているので、本事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

(5) 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進(参考資料3参照)

2015(平成27)年度から、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策

を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和3年度予算（案）においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

ア 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援。

本事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

イ 介護分野就職支援金貸付事業

新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援。

ウ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業（仮称）

令和2年度に実施している「介護職チームケア実践力向上推進事業」を発展させるとともに、地域医療介護総合確保基金のメニューとし、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行う。

地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが重要

である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、令和2年度の目標の達成状況及び令和3年度の目標設定について報告をお願いする予定であるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、平成30年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」(平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行っている。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まる新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県においても、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進するようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成 31 年 4 月 1 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組むとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して周知していただきたい。

介護福祉士のキャリアアップ支援について

2017（平成 29）年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福

祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修は、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、資格取得後の展望が持てるようなステップアップの仕組みとして、認定介護福祉士の育成が行われており、このような職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

(6) 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（参考資料4参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和3年度予算（案）においては、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護技能の向上や質の高いサービス提供の手法等の取組を介護事業者や広く国民に対して情報発信することにより、介護サービスの質の向上のための取組を促進、介護職員のやりがいの増進、介護業務の社会的評価の向上を図っていくこととしている。

(7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用いただき

い。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努めていただきたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認いただき、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続き御尽力願いたい。

指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

2016（平成28）年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、2017（平成29）年4月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な

届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、介護福祉士養成施設や介護職員初任者研修等の研修事業者等と連携して、介護福祉士資格保有者等へ届出を促すとともに、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

3 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料5及び6参照）

福島県相双地域等（ ）は、2011（平成23）年3月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成26年度から、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を実施し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若年層の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度予算（案）においては、新たに相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員に対する支援などについて、東日本大震災復興特別会計に1.8億円を計上している。

本事業をより多くの方に活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広

報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県においては、当該事業の取組への協力を引き続きお願いしたい。

4 社会福祉士・介護福祉士資格について

(1) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて

2018(平成30)年3月に、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」がとりまとめられたことを踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応すべく、社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しを行い、令和2年3月に社会福祉士養成課程の新カリキュラムに係る関連法令の公布、通知等を発出したところ。社会福祉士養成課程における新カリキュラムは、養成施設の修業年限に応じて順次施行(4年制学校であれば令和3年施行)することを予定しており、令和6年度の第37回社会福祉士国家試験(令和7年2月実施予定)から新カリキュラムの内容を適用することとしている。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に見直し後の新カリキュラムが反映されるよう、管内社会福祉士養成施設等への周知等に努めていただくようお願いする。

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告様式の改正について

令和2年第203回通常国会において成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に付された附帯決議()に対応するため、介護福祉士養成施設ごとに学生の国家試験の受験率・合格率、留学生の状況等を把握するよう「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」(平成22年3月25日付け21文科高第880号文部科学省高等教育局長、社援発第0325第11号厚生労働省社会・援護局長通知)における報告様式を今年度中に改正し、令和3年4月1日より適用することとしている。

また、様式改正を踏まえ令和3年度に限り、本改正様式による社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告期限を7月1日(通常は每学年度開始2月以内

(6月1日))とすることを予定しているので、御了知の上、管内介護福祉士養成施設等への周知や円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

() 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に付された
附帯決議

・ <衆議院厚生労働委員会 令和2年5月22日>

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

・ <参議院厚生労働委員会 令和2年6月4日>

五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

(3) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から 施設(事業)種類、職種、従業期間、業務従事日数が確認できる書類(閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等)により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職(退職・事業者の廃業)時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国

家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

5 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、2008（平成20）年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県においては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくようご協力願いたい。

(2) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、2014（平成26）年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置している。

各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等においては、職員の派遣方お願いするとともに、管内市町村及び関係団体等へ周知願いたい。（令和元年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。）

URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

令和3年度予算（案）においては、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施する経費を拡充している。

具体的には、地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行うこととしている。

来年度の事業の詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知願いたい。

URL : <https://www.jcsw.ac.jp/about/gakuchoushitsu/2020-0603-1715-12.html>

第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。（参考資料12参照）なお、今後も引き続き、政府の出入国に関する新型コロナウイルス感染症対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援（参考資料13参照）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,518名（うち資格取得者720名）となっている（令和3年1月1日時点）。

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

（ ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

（ ）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・

技術等を学ぶ集合研修、入国 2 年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和 2～3 年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度においては、入国が大幅に遅れており、ベトナムは昨年 11 月、インドネシアは昨年 12 月に入国済みだが、フィリピンは現時点で入国できていない状況となっている。それぞれ訪日後日本語研修の修了後に、受入れ施設において就労開始する予定である。

また、令和 3 年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全体的なスケジュールについては流動的であるが、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 名の受入れ枠（ ）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である 300 名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和 3 年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

2 在留資格「介護」による受入れについて（参考資料 14 参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出

入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日より施行した。

また、介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の合否に関わらず、卒業後5年を経過するまでは、介護福祉士となる資格を有することとなっていたが、平成29年度より国家試験の受験が義務付けとなっている(ただし、令和3年度末までの5年間の経過措置あり)。昨年の通常国会において「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、当該経過措置については、令和8年度末まで延長されることとなった。

3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて(参考資料15参照)

技能実習制度(介護職種)においては、令和2年12月末現在、技能実習計画の申請件数は22,164件、認定件数は20,063件となっている。

また、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」(平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知)等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためてご了知いただきたい。

(改正概要)

日本語能力要件に関する「J・TEST実用日本語検定のN3・N4相当レベル基準変更に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。)第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」及び同号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「J・TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ・TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)」のN3・N4相当レベル基準変更があったことから、必要な改正を行うもの。

日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

告示第 1 条第 1 号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格している者」を追加すべく改正を行うもの。

入国後講習の日本語講師要件追加に係る改正

告示第 1 条第 2 号八に規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26 単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習 1 単位以上含む 26 単位以上修得（通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6 単位以上は面接授業等により修得）しているもの」を追加すべく改正を行うもの。

技能実習を行わせる事業所に係る改正

告示第 2 条第 3 号イ及び第 5 条第 1 号イに規定する「介護等の業務」について、具体的な対象施設を別紙 1 に規定しているところ、関係法令の改正等に伴い必要な改正を行うもの。

加えて、「技能実習制度運用要領 - 介護職種の基準について - 」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、ご了知いただきたい。

（改正概要）

優良な実習実施者及び優良な監理団体に関する基準に係る改正

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）第 9 条第 10 号に規定する「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるもの」に係る基準について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）の施行後 3 年間の経過措置の終了等に伴い、新たな基準を設定すべく改

正を行うもの。

様式の簡素化に係る改正

介護職種における技能実習に係る申請等に用いられる介護参考様式について、手続の簡素化のため、押印欄の廃止等の改正を行うもの。

4 特定技能による受入れについて（参考資料 16～19 参照）

受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間（4年間）を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、令和2年12月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ、バンドン）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）、タイ（バンコク）、国内（47都道府県）で試験を実施した。今後、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

また、令和2年12月末現在、介護技能評価試験の受験者数は16,078名（うち合格者数は10,365名）、介護日本語評価試験の受験者数は14,913名（うち合格者数は11,018

名)となっている。

介護技能評価試験・介護日本語評価試験の日本語版について

介護技能評価試験・介護日本語評価試験については、現在、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で実施されていたところであるが、受験申込者からの要望が多かったことを踏まえ、令和3年1月以降、日本語版での試験を開始したところである。具体的な予約方法や配信開始のスケジュール等については厚生労働省ホームページにてご確認いただきたい。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

令和2年度新規事業の「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体：株式会社エス・エム・エス)については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

具体的には、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を開設し、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備をさらに推進するため、特定技能による外国人の就労や生活の実態、また受入れ事業所における受入の準備や支援の実態を把握するために、令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業」(実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、特定技能による外国人の受け入れの仕組みは、EPAや技能実習制度に比べて受入れ側の自由度が高い一方、外国人介護職員受入れのノウハウがない介護事業者にと

っては手続や準備が分かりづらく、受入れに当たってのハードルが高いという側面があるほか、特定技能による外国人に限られた地域に集中せず、全国の介護事業者に定着するために必要な取組も十分に共有されていないという現状がある。このため、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、介護事業者にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、今年4月上旬を目途として、厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について（参考資料 20、21 参照）

在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外から外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、全国各地での相談・交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治

体におかれては特にご留意いただきたい。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体を実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能とすることを予定している。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

これまで介護の日本語テキストや特定技能評価試験のための学習テキスト（9言語に対応）の作成、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行ってきたが、令和2年度には、これらの取組に加えて「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」「外国人のための介護福祉専門用語集」を作成し、公表に向けて進めているところ（日本語版及び英語等9言語の翻訳版は令和3年3月末に公表予定）である。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」にて自治体を実施する「集合研修」に代わってオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材やオンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成することを予定している。

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備するとともに、外国人介護人材同士の交流機会の提供を行うため、交流会を開催することとしているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、以下のとおり実施したところであるが、令和3年度も引き続き同様の取組を実施していく予定である。

相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施

交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、全9回にわたり、オンライン（Zoomを活用）により開催

特定技能制度説明会について、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材の受入れに関する最新の動向について、出入国在留管理庁及び厚生労働省より収録した動画等について、国際厚生事業団ホームページや SNS 等を活用して配信

6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（参考資料第 22～24 参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。

「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和 2 年度～）

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

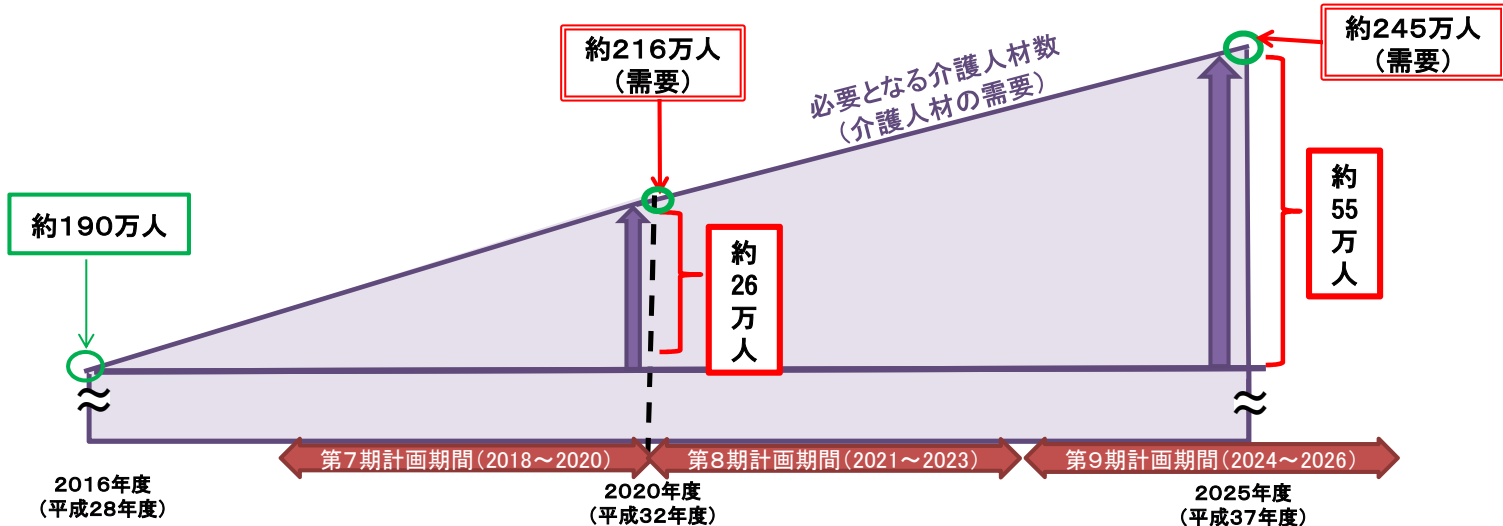
今回、各メニュー事業の自治体別の実施状況と、「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」に関する自治体での実施事例を取りまとめたので、事業実施を検討される際の参考としていただきたい。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

参 考 资 料

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
 - ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたものである。

総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

(実績)月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進

- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
- 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信

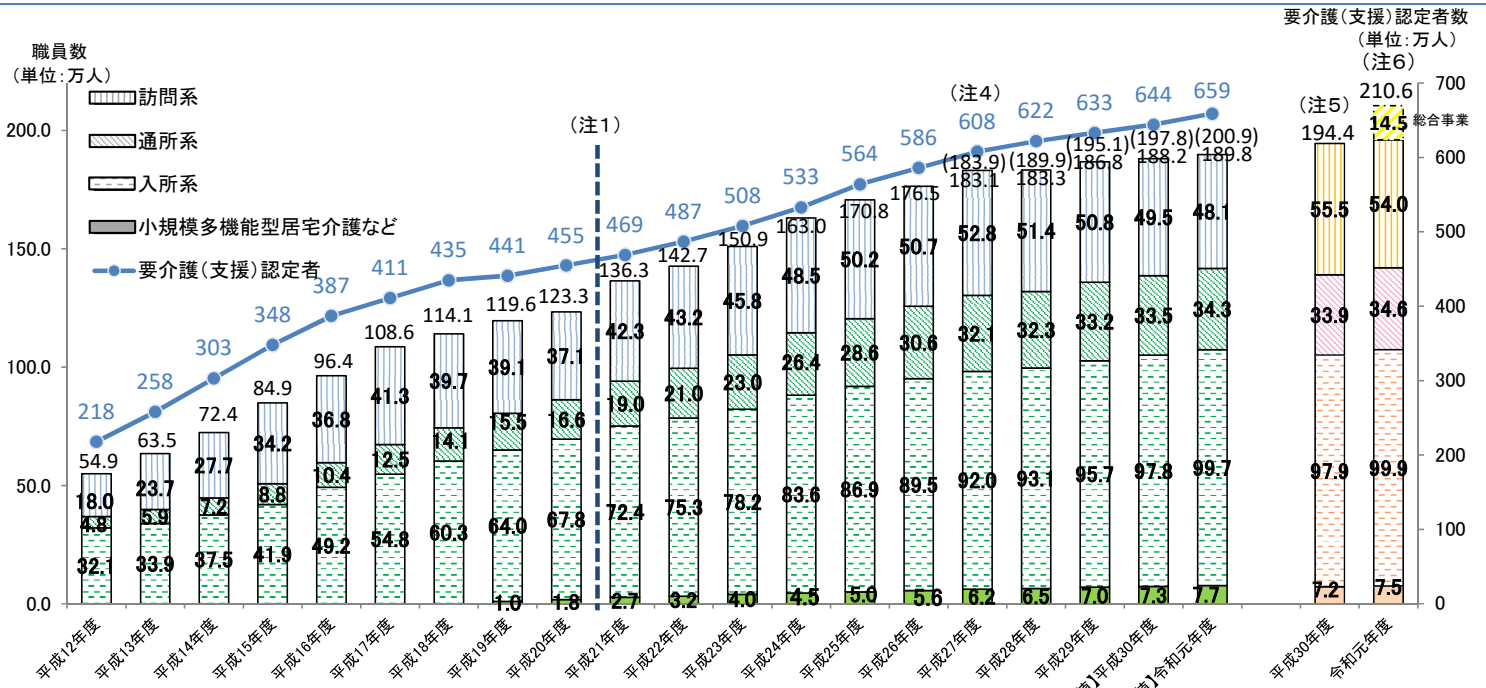
外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援 (介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備 (現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 送出国への情報発信の拡充等

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

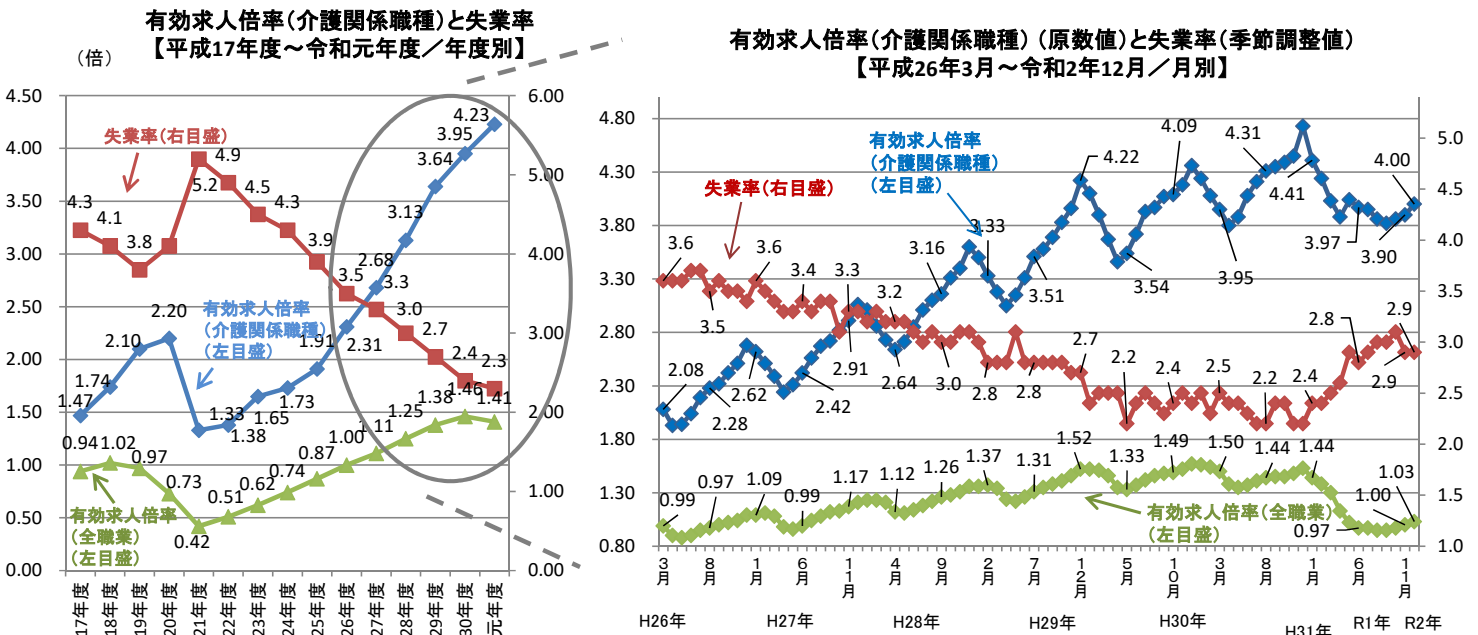


注1) 平成21年度～29年度は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したものを【参考値】として示す。
 (平成20年まではほぼ100%の回収率→(例)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)
 ・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
 注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
 (特定施設入居者生活介護、平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
 注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:0.6万人、平成29年度:0.83万人、平成30年度:0.86万人、令和元年度:1.11万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスに従事する介護職員数を厚生労働省(社会・援護局)にて推計。グラフの各年度の「」内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。
 注5) 平成30年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(平成30年より調査方法が変更され、訪問介護及び通所介護については抽出調査となった。また、訪問介護については都道府県別・利用者規模別の抽出率込みの回収率、通所介護は都道府県別の抽出率込みの回収率、これ以外の施設・サービスについては都道府県別の回収率により、それぞれ割り戻しを行っている。総合事業については調査対象となっていない。)平成30年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、188.2(197.8)万人【参考値】となる。
 注6) 令和元年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(令和元年度より、総合事業の介護職員数について調査(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る))。令和元年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、189.8(200.9)万人【参考値】となる。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」総務省「労働力調査」

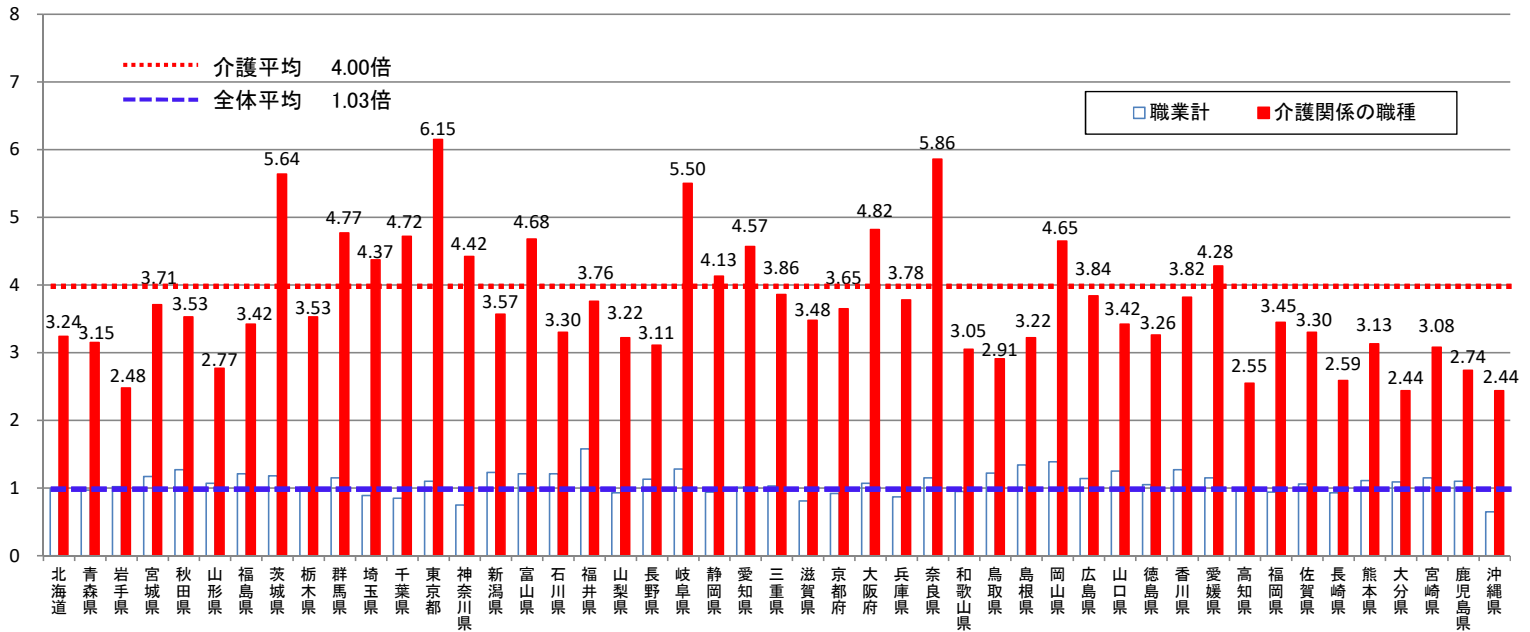
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和2年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

参考資料2

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和2年度 第三次補正予算案: 6,895,455千円

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化している。こうしたコロナ下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付 【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額(上限)
- ア 学 費 5万円(月額)
 - イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
 - ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
 - エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は都道府県が適当と認める団体
【補助率】 定額補助(国9/10)



貸付・支援

(国家試験合格後)介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事

5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)



介護福祉士養成施設の学生

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

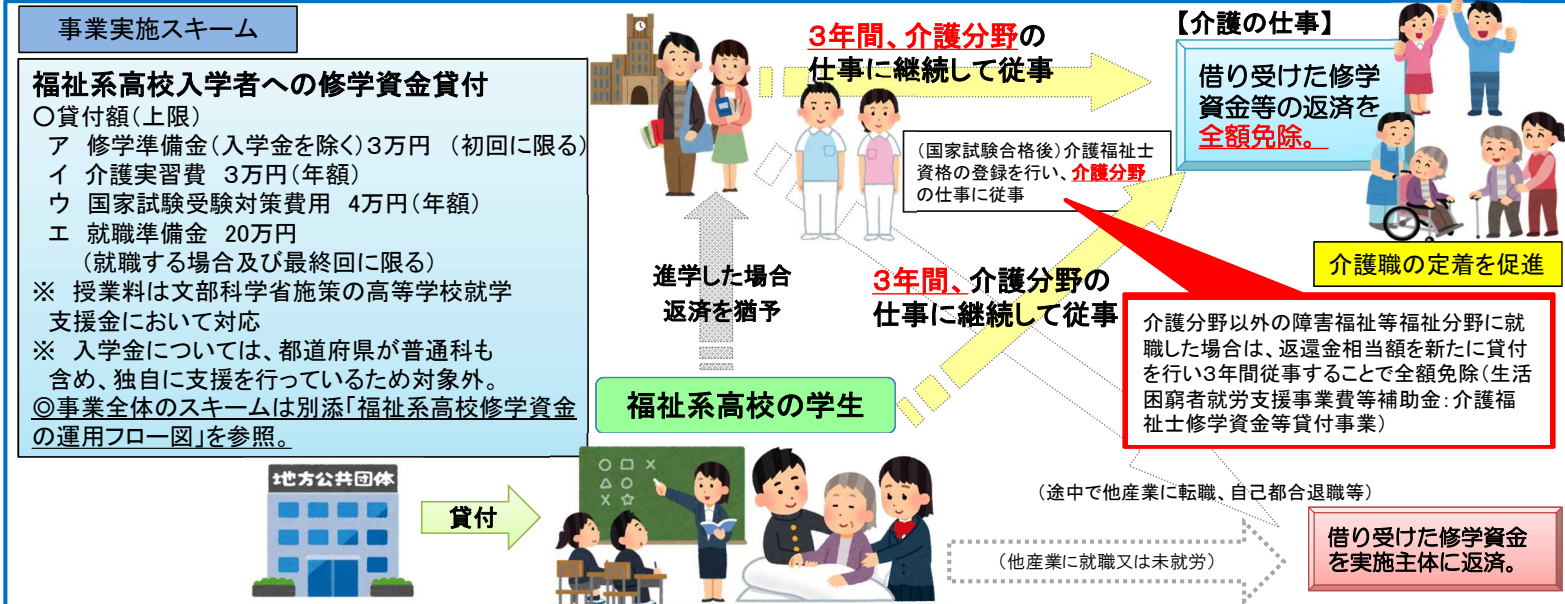
新 福祉系高校修学資金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金における新規メニュー（国2／3：都道府県1／3）

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の定員充足率の増加等を図るため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を新規事業として創設する。

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。※本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。



新 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の創設

令和3年度当初予算案：既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸し付け原資で対応

【要求要旨】

地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」について、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した場合に返還金が生じることから、新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額の貸付け、返還に充てることで継続的な支援を実施する。

【事業内容】

地域医療介護総合確保基金は用途が介護分野に限定されることから、「福祉系高校修学資金貸付事業」において修学資金を借り受けた学生が介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職し、返還金が生じた場合も、新たな返済免除付き貸付金「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額を貸付け、返還に充てることで継続的に若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

※ 本事業は、地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

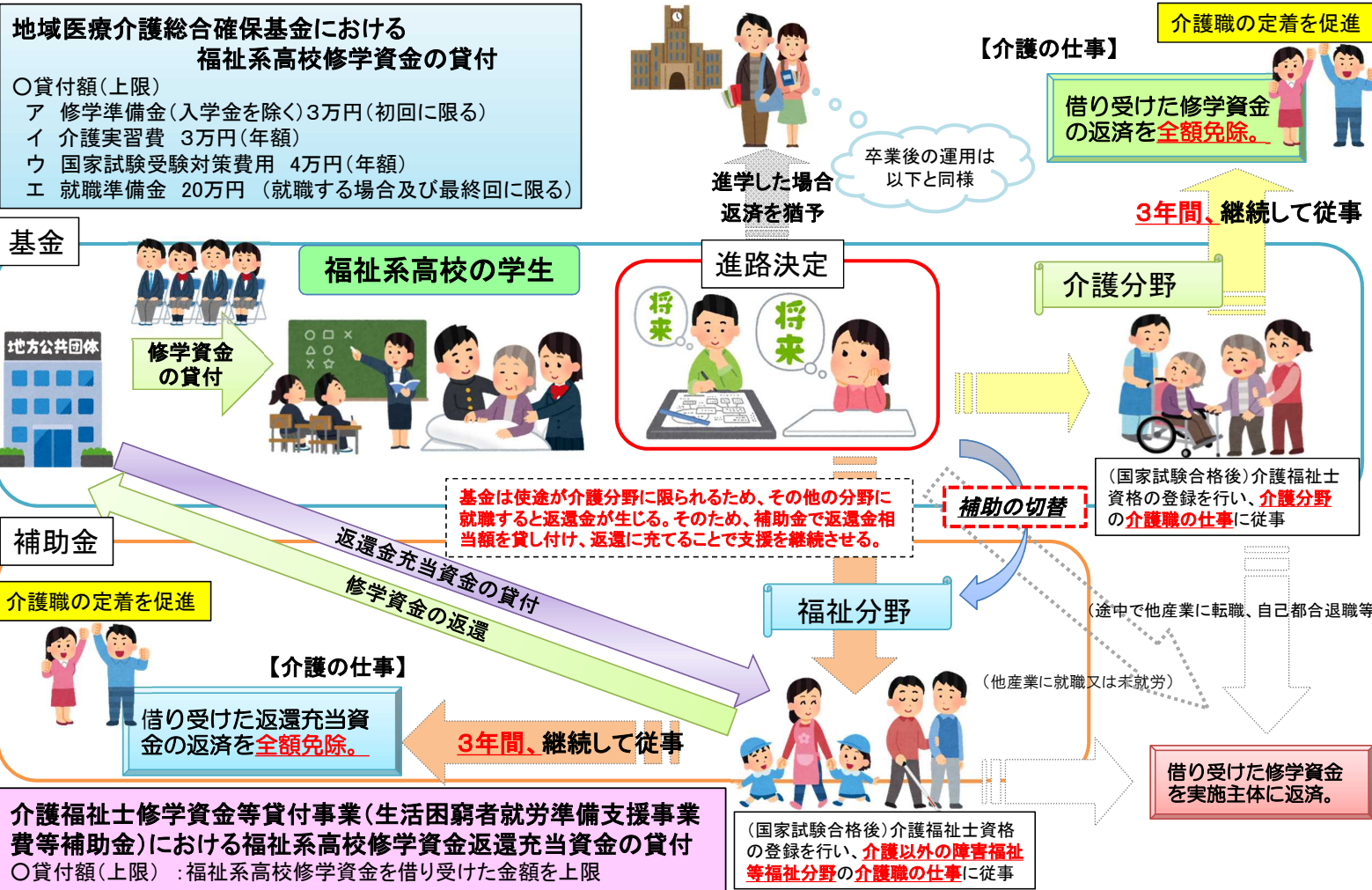
事業実施スキーム

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助（国9／10相当）

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照

福祉系高校修学資金の運用フロー図

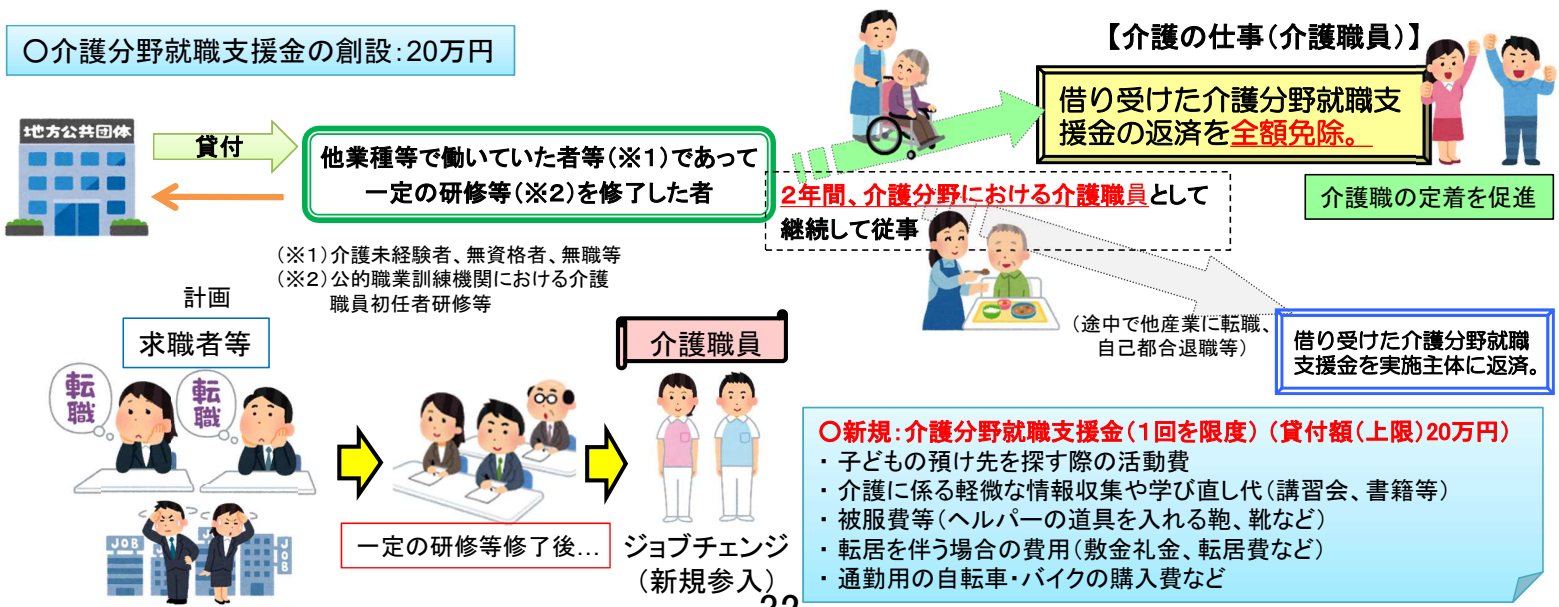


新 介護分野就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案:地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3:都道府県1/3)

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職としての参入を促進するため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を新規事業として創設する。

【事業内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を創設し、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に新たな人材を確保し、「**介護崩壊**」の恐れを未然に防止することを目指す。



【新】障害福祉分野就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】

令和3年度当初予算案：既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、障害福祉施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職としての参入を促進するため、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設する。※介護分野は地域医療介護総合確保基金における新規事業で実施。

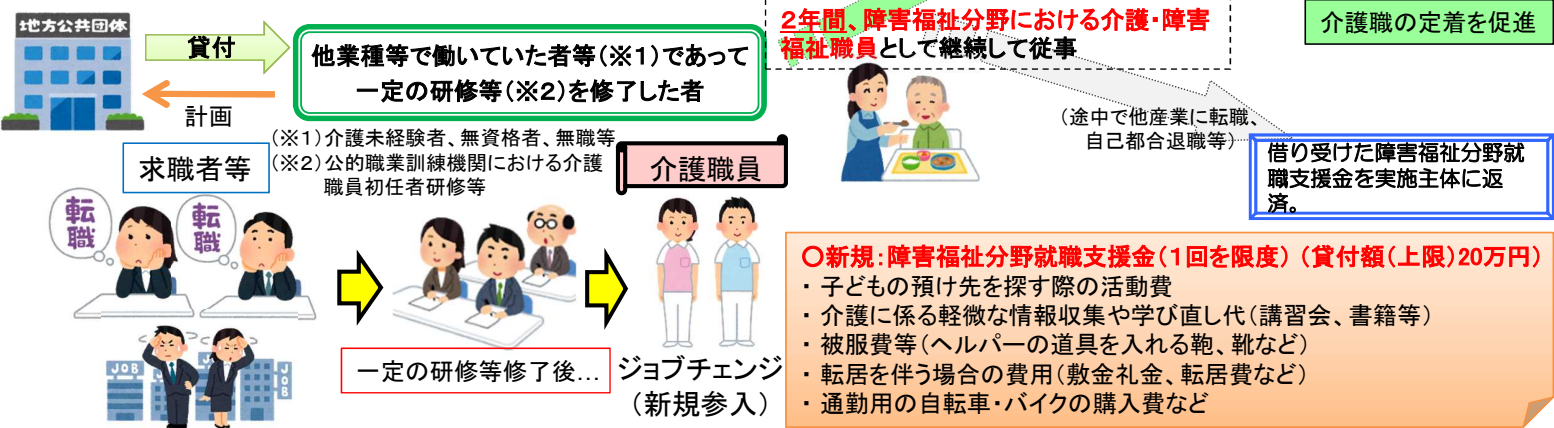
【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職への参入促進を支援することにより、迅速に新たな人材を確保し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

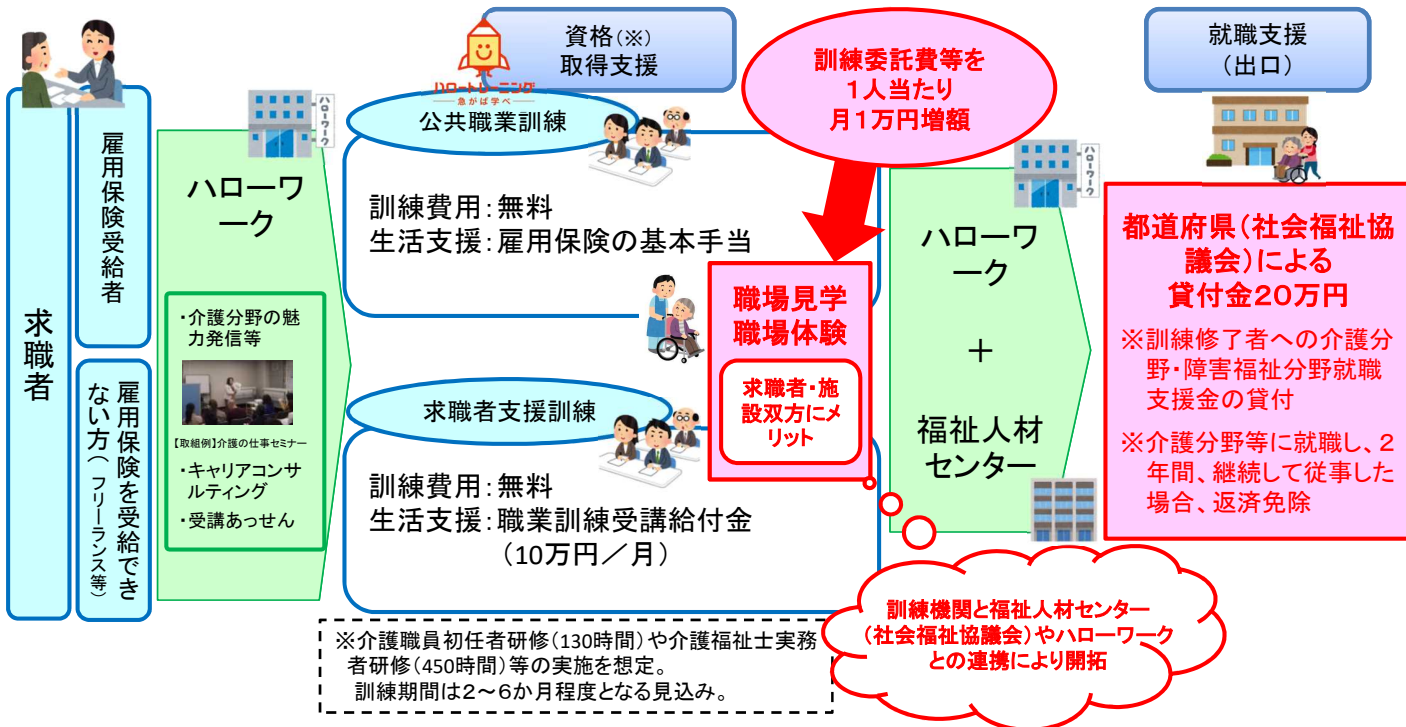
○障害福祉分野就職支援金の創設：20万円



雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。



○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。**※赤字下線は令和2年度補正予算及び令和3年度新規・拡充メニュー**

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイントの活用支援 ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、多様な働き方の導入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充) ※拡充分は令和5年度まで ・ 介護事業所への業務改善支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(令和3年度まで) 等

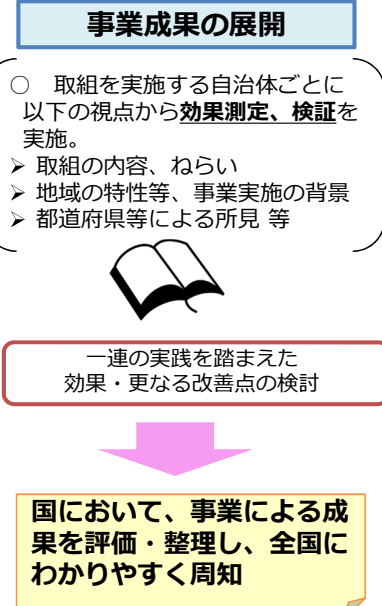
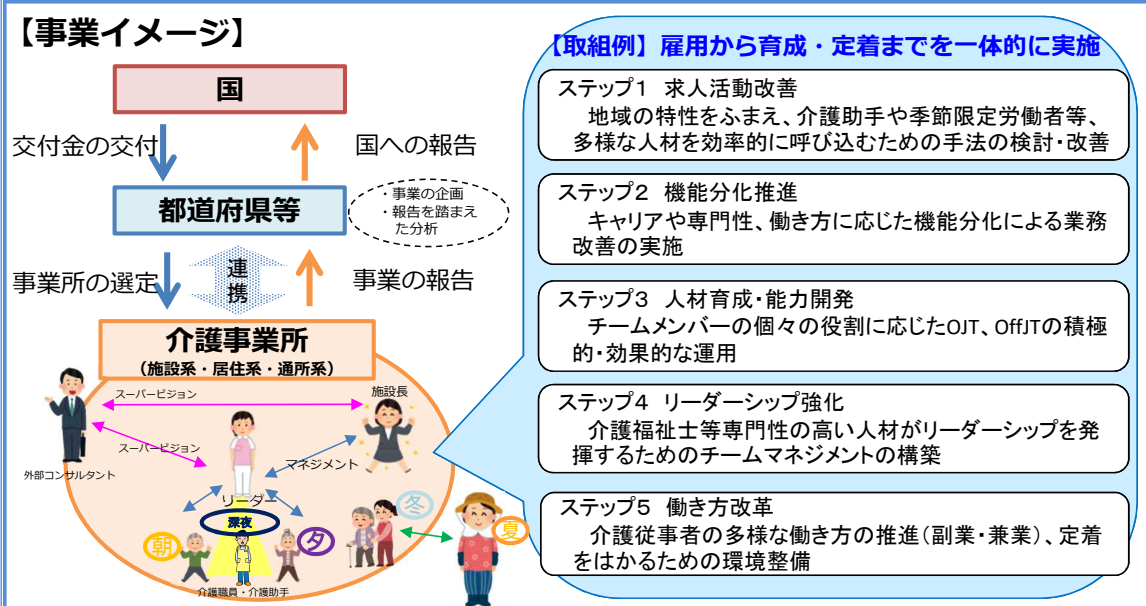
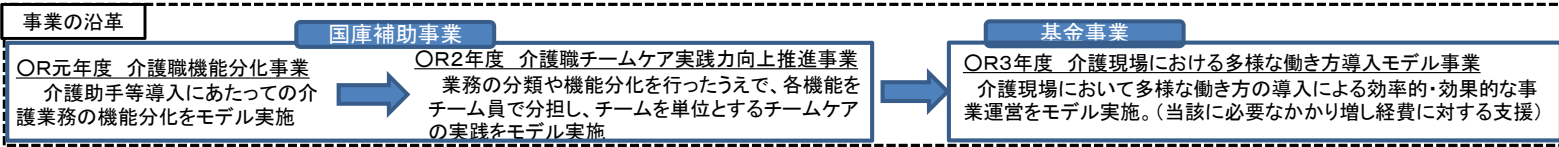
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

新規

介護現場における多様な働き方導入モデル事業(仮称)

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

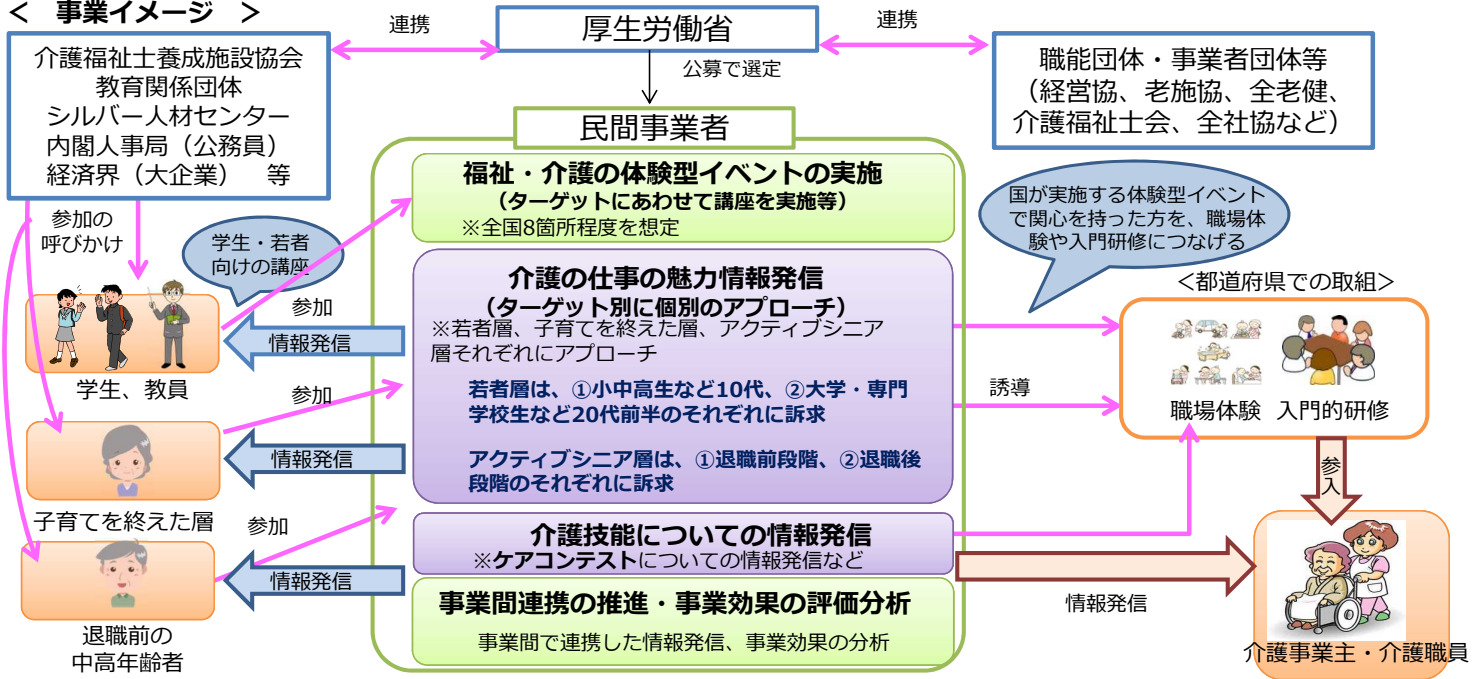
○ 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
 ○ 実施にあたっては、過去2ヶ年度にわたり実施してきた取組を活かしつつ、「多様な年齢層・属性(中高年、主婦、学生等)」をターゲットとした「多様な働き方(朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業等)」による効率的な事業運営の実践を行い、その成果を全国に展開する。



【令和3年度予算額案】561,299千円（684,274千円）

- 介護の仕事の魅力発信については、福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチ、介護事業所の事業主に対する意識改革により、魅力向上に取り組んでいる。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等を発信
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等を発信
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等を発信
- 令和3年度においては、事業主等への発信事業として、全国から介護従事者を選挙として募り、「認知症」「食事」「入浴」「排泄」「看取り」「口腔ケア」等の分野で、課題に応じた実技を審査・評価を行い、優秀者を選考・表彰する「ケアコンテスト」の取組について情報発信を行い、介護技能の向上を図るとともに、介護従事者の社会的評価を高める社会的機運を醸成する。

＜事業イメージ＞



被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和3年度予算額案 175,389千円(183,909千円)

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

＜事業スキーム＞

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

- 【貸付等対象者】
- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
 - (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
 - (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
 - (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

- 【内容】
- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
 - (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
①世帯赴任加算
・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
・単身赴任の場合 … 20万円
②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
・20万円を上限(実費の範囲内)
 - (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返済免除
 - (4) 支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

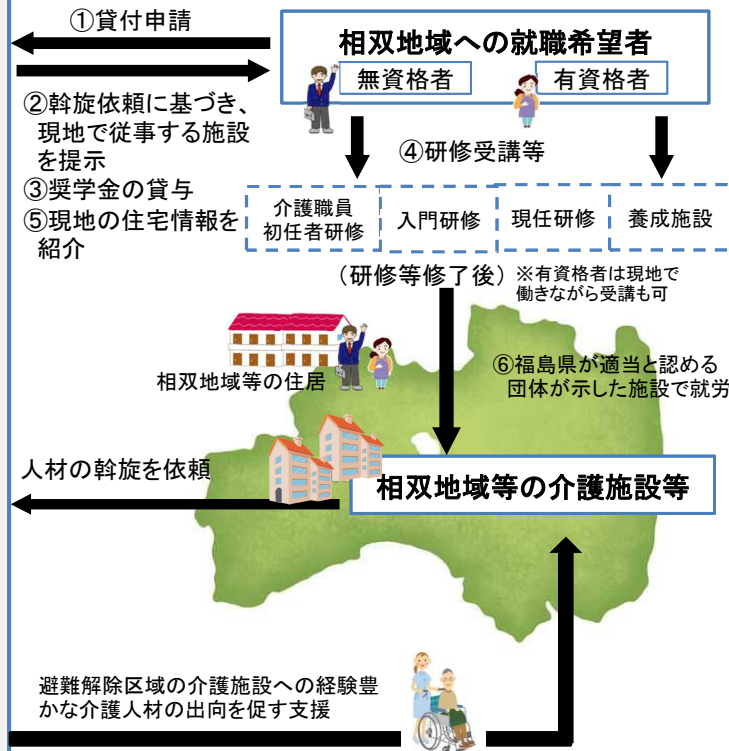
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



福島県相双地域等(浜通り)で 介護職員として働きませんか

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金のご案内

ふくしまで、 咲こう。



©Katsuhiko Noguchi

返還免除
付き

就職準備金等の貸付制度で、
あなたをバックアップします!!

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県相双地域等(浜通り)の

復興のために 介護の力が必要です。

2011年の東日本大震災により、福島県の太平洋沿岸部(浜通り)に位置する相双地域、いわき市、田村市(相双地域等)は甚大な被害を受けました。

地震による被害を受けた地域や原発事故の避難指示が解除された地域の復旧・復興は着実に進んでいますが、福祉の現場では今もなお介護職員が不足しています。

そのため、必要な介護サービスを十分に提供できなかつたり、定員まで入居者を受け入れることができないため人数を制限して運営している施設もあります。

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を取り戻すためには、介護サービスの充実が不可欠です。そして、それを実現するために全国の皆さんの「介護の力」を必要としています。「福島県の復興を支えたい」、「福島県で介護の仕事をしてみたい」と思っている方は、ぜひ力を貸してください。

介護の現場で地域の人々を支えていただくことが、福島県の復興につながります。

福島での介護の仕事を通じて、あなたの大きな花を咲かせてください。

((働く仲間が全国から来ています！))

● 都道府県別就職者数 147名

福島県相双地域等(浜通り)の介護保険施設等に介護職員として就職した人のうち、奨学金貸付制度を利用した人数
(平成26年度からの累計、令和2年3月現在)

